

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 0 1 3 号

平成 30 年 3 月 26 日

月 曜 日

目 次

規 則

- 四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 (港営課) 2

公 告

- 四日市港管理組合情報公開条例に基づく情報公開制度の運用状況の公表 (総務課) 2

- 四日市港管理組合個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の運用状況の公表 (総務課) 3

- 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の期間 (総務課) 6

監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表 (監査委員) 8

規 則

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 30 年 3 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 4 号

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条を次のように改める。

第 38 条 削除

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

四日市港管理組合情報公開条例（平成 14 年四日市港管理組合条例第 1 号）第 29 条の規定に基づき、平成 28 年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

1 公文書開示請求件数 46 件

2 公文書開示決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
開示	45
部分開示	1
非開示	0
不存在	0
存否応答拒否	0
取下げ	0
合計	46

3 公文書開示決定等の実施機関別状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		45
内 訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	1
	整備課	10
	施設保全課	34
	出納室	0
議会		1
監査委員		0
合計		46

4 公文書開示決定等に対する不服申立ての状況 【単位：件】

区分		件数
平成 27 年度からの繰越		0
諮問		0
審査会処理		0
内 訳	許容	0
	一部許容	0
	棄却	0
未処理		0
取下げ		0
合計		0

四日市港管理組合個人情報保護条例（平成 21 年四日市港管理組合条例第 1 号）第 45 条の規定に基づき、平成 28 年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

1 個人情報取扱事務登録簿への登録状況 【単位：件】

実施機関		登録事務数
管理者		45
内 訳	総務課	14
	企画課	1
	振興課	3
	港営課	15
	整備課	3
	施設保全課	4
	整備課、施設保全課	3
	出納室	2
議会		4
監査委員		3
合計		52

2 自己を本人とする保有個人情報の請求等 【単位：件】

	請求件数	不服申立て件数
開示請求	0	0
訂正請求	0	0
利用停止等請求	0	0

3 開示請求の状況

(1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
開示	0
部分開示	0
非開示	0
不存在	0
存否応答拒否	0
取下げ	0
合計	0

(2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内 訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	整備課	0
	施設保全課	0
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

4 訂正請求の状況

(1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
訂正	0
非訂正	0
合計	0

(2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内 訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	整備課	0
	施設保全課	0
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

5 利用停止請求の状況

(1) 決定等の状況 【単位：件】

区分	件数
利用停止等	0
非利用停止等	0
合計	0

(2) 実施機関別の決定の状況 【単位：件】

実施機関		件数
管理者		0
内 訳	総務課	0
	企画課	0
	振興課	0
	港営課	0
	整備課	0
	施設保全課	0
	出納室	0
議会		0
監査委員		0
合計		0

6 不服申立ての状況 【単位：件】

区分		件数
平成 27 年度からの繰越		0
諮問		0
審査会処理		0
内 訳	許容	0
	一部許容	0
	棄却	0
未処理		0
取下げ		0
合計		0

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成 6 年四日市港管理組合規則第 5 号）第 4 条第 4 項並びに四日市港管理組合財務規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 12 号）第 81 条第 3 項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物件関係（物品・業務委託））の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成 30 年 3 月 26 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

1 平成 30～33 年度四日市港管理組合入札参加資格者名簿登録の受付期間、場所等

県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び受付場所は、登録を希望する業務に応じて次のとおりとします。

- (1) 建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合は、郵送によるものみの受付とします。

受 付 期 間	受 付 場 所
平成 30 年 4 月 2 日（月）から 平成 31 年 4 月 1 日（月）まで	〒514-0002 三重県津市島崎町 56 番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

平成 30 年 4 月 2 日から同年 7 月 2 日までの受付分・・・平成 30 年 8 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

平成 30 年 7 月 3 日から同年 10 月 1 日までの受付分・・・平成 30 年 11 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

平成 30 年 10 月 2 日から平成 31 年 1 月 4 日までの受付分・・・平成 31 年 2 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

平成 31 年 1 月 5 日から同年 4 月 1 日までの受付分・・・平成 31 年 5 月 1 日から平成 34 年 5 月 31 日まで

となります。

- (2) 物件関係（物品・業務委託）で登録を希望する場合は、郵送によるものみの受付とします。

受 付 期 間	受 付 場 所
平成 30 年 4 月 2 日（月）から 平成 31 年 4 月 1 日（月）まで	〒514-0003 三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 三重県市町総合事務組合 共同受付・審査担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、

平成 30 年 4 月 2 日から同年 7 月 2 日までの受付分・・・平成 30 年 8 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 30 年 7 月 3 日から同年 10 月 1 日までの受付分・・・平成 30 年 11 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 30 年 10 月 2 日から平成 31 年 1 月 4 日までの受付分・・・平成 31 年 2 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 31 年 1 月 5 日から同年 4 月 1 日までの受付分・・・平成 31 年 5 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

となります。

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目 1 番地の 1

四日市港管理組合総務課総務・調整担当

電話 059-366-7009

監査委員公表

監査委員公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する、第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、その結果に関して講じた処理状況が管理者から通知されたので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 26 日

四日市港管理組合

監査委員 山 口 和 夫

監査委員 中 森 慎 二

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部総務課	実施年月日	平成 2 9 年 9 月 2 2 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) ポートビル照明器具の LED 化について</p> <p>機器の更新が必要な箇所から、予算の範囲内で交換しているとのことだが、LED の導入について基本的な取組の方向性や考え方が明確になっていない。再度、経費節減の一つの大きな項目として、明確な方向性を持って取り組まれない。</p>	<p>(1) ポートビル照明器具の LED 化について</p> <p>LED を導入した場合のインシヤルコストとランニングコストの試算を行い、まずは費用対効果について整理します。</p> <p>なお、現在策定中の地球温暖化対策実行計画（第 4 次）の計画期間内（平成 30 年度～34 年度）では、低公害車、低燃費車の導入、陸上電源供給設備の活用推進等と合わせて、LED 等の高効率照明の更新について検討し、温室効果ガス排出量の削減に資するよう取り組むこととしています。</p>		
<p>(2) 行政財産の管理について</p> <p>千歳地区の管理組合旧庁舎は、県から借り受けている財産であるが、管理組合として、当該建物の利活用や管理の在り方について検討された。</p>	<p>(2) 行政財産の管理について</p> <p>当該施設は昭和 37 年築 RC 造 2 階建てで、1 階部分は民間事業者へ供用している上屋（F 上屋）、2 階部分は現在使用していない事務所スペースとなっています。</p> <p>2 階部分については、補強工事の必要があり、費用対効果の観点から利活用の検討は難しいと考えています。</p> <p>（今回ご意見いただいたように、）管理組合では、当該建物の利活用を図るため、平成 20 年度にまずは耐震診断を実施し、費用対効果の観点で今後の利活用について検討した結果、1 階部分の供用継続を図ることとして平成 24 年度から 25 年度にかけて耐震補強工事を実施した次第です。</p>		

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部企画課	実施年月日	平成 29 年 9 月 22 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 港湾運営会社の取組について</p> <p>平成 29 年 5 月に設立された「名古屋四日市国際港湾株式会社」は、同年 9 月 1 日に国土交通大臣から港湾法に基づく港湾運営会社の指定を受け、運営を開始した。</p> <p>同社との連携・協力のもと、四日市港の独自性の発揮に留意しつつ、四日市港の今後の発展に寄与できる取組を進められたい。</p>		<p>(1) 港湾運営会社の取組について</p> <p>「名古屋四日市国際港湾株式会社」が港湾運営会社に指定され、コンテナターミナルの運営を開始した今後においても、これまでと同様に、四日市港が独自性を発揮し、さらなる発展ができるよう、両港の関係者との連携を強化し、同社が港湾施設の機能強化や効率化を進め、背後圏産業の皆様から選ばれるコンテナターミナルの運営が実現出来るよう取組を進めていきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部振興課	実施年月日	平成 29 年 9 月 26 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 港勢の拡大について</p> <p>平成 28 年の外貿コンテナ貨物取扱量は、前年比プラス 4.1%の増加であったが、その増加理由、荷主企業のニーズ、補助制度の効果等の分析を詳細に行い、四日市港利用優位圏の利用促進等にもつなげ、さらなる集荷活動・航路誘致に努められたい。</p>		<p>(1) 港勢の拡大について</p> <p>平成 28 年の外貿コンテナ貨物取扱量は、179,419TEUとなり、3年振りの増加に転じました。これは、経済情勢が上向いたことでもあります。平成 28 年 6 月にインドやパキスタン等の南アジア地域が直接四日市港と結ばれるなどコンテナ定期航路サービスの充実が図られたことや、「四日市港グリーン物流促進補助制度」「四日市港利用拡大支援補助制度」等のインセンティブ制度の活用が図られたこと、官民挙げてのポートセールス活動の取組が寄与したものと分析しています。</p> <p>荷主企業のニーズ、補助制度の効果等については、荷主企業や船会社を訪問した際に収集した情報をもとに、これまでも分析を行ってきたところですが、今後は、個別のニーズの詳細な分析のみならず、ニーズの集約化や全体の傾向の把握に努めます。</p> <p>また、四日市港利用優位圏内での四日市港利用率を向上させるため、圏域内での定期的な説明会の開催や、メリハリをつけた企業訪問、県内外の関係自治体との連携等、効果的なポートセールスを実施していますが、今後も引き続き、四日市港利用率の向上のための取組を推進します。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部港営課	実施年月日	平成 29 年 9 月 26 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 放置艇対策について</p> <p>ボートパーク（保管施設）の整備や規制措置について、ボートパーク整備を核とした富双地区の活性化に留意しつつ、早期に計画的な実施に努められたい。</p> <p>なお、所有者不明の放置艇の撤去に対して適正に対処されたい</p>		<p>(1) 放置艇対策について</p> <p>放置艇対策については、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策が必要です。</p> <p>保管施設については、昨年度実施した P F I 等可能性調査の結果に基づき、富双緑地の活性化と併せた民間活用によるボートパークの整備について、民間事業者からアイデアや意見を聞く等して準備を進めています。</p> <p>また、規制措置についても「四日市港放置艇対策協議会」において検討しており、ボートパークの整備と併せ計画的に実施していきます。</p> <p>なお、所有者不明の放置艇の処分についても当該協議会で整理し、適正に対処していきます。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部整備課	実施年月日	平成 29 年 9 月 22 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 事業の明許繰越と不用額について</p> <p>事業の明許繰越、不用については、予算の有効活用、事業効果の早期発現の観点から、できる限りの抑制に努められたい。</p>		<p>(1) 事業の明許繰越と不用額について</p> <p>事業進捗会議を毎月開催し、情報共有を図ることで、早期発注が進み、また、事業の進捗管理を徹底することができました。その結果、適切な予算の執行を図ることができました。</p>	

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 経営企画部施設保全課	実施年月日	平成 29 年 9 月 22 日
監査の結果		講じた措置（処理状況）	
<p>(1) 事業の明許繰越と不用額について</p> <p>事業の明許繰越、不用については、予算の有効活用、事業効果の早期発現の観点から、できる限りの抑制に努められたい。</p>		<p>(1) 事業の明許繰越と不用額について</p> <p>事業進捗会議を事業執行の節目の年 4 回開催し情報共有を図ることで早期発注が進み、また事業の進捗管理を徹底することができました。その結果、適切な予算の執行を図ることができました。</p>	

<p>(2) 施設の老朽化対策について 施設の老朽化に伴う維持管理コストの増大は、組織としての大きな課題であり、「四日市港管理組合インフラ長寿命化計画」等各計画に基づき、効果的、計画的な対策に取り組まれない。</p>	<p>(2) 施設の老朽化対策について 組合が管理する施設の多くは建設後 50 年以上が経過し老朽化が進んでいます。このため、維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な方針として、平成 29 年 3 月に四日市港インフラ長寿命化計画を策定したところです。今年度は、四日市港インフラ長寿命化計画の下位計画である港湾施設の維持管理計画書の一部未策定箇所や海岸保全施設の長寿命化計画の策定を行ったところであり、計画に基づき効率的・効果的な維持管理に取り組めます。</p>
--	---

監査の結果に基づいて講じた措置

監査対象部局	四日市港管理組合 議会事務局	実施年月日	平成 2 9 年 9 月 2 6 日
監査の結果		講じた措置 (処理状況)	
<p>(1) 海外港湾事情調査について 組合議員の海外港湾事情調査については、議会の議決により毎年度実施されているが、構成団体である県議会・市議会とも議会独自で海外調査を行う制度は採られていない中、調査目的や成果についてはより説明責任が求められる。調査目的や方法、参加人数等を含め、慣例化することのないよう再度その在り方について検討されたい。</p>		<p>(1) 海外港湾事情調査について 平成 29 年度の海外港湾事情調査については、平成 28 年に四日市市と経済交流で覚書を締結したハイフォン港 (ベトナム)、躍進が著しい東南アジアの先進港湾であるレムチャバン港 (タイ) と派遣先を厳選するとともに、業者の選定においても企画提案コンペを実施する等、調査目的・成果がより発揮できるよう進めました。 訪問先では、議会審議等に資するための調査、意見交換を行うとともに、四日市港の紹介パンフレットを配付する等、四日市港の PR を行い、さらに、今後に向けて訪問先との関係が発展するよう努めました。 また、例年、調査概要及び参加者全員からの報告書を取りまとめ、3 月定例会に提出し、ホームページにも掲載しているところですが、今年度は本会議場においても、参加議員から口頭報告を行う予定です。 頂いた意見を踏まえ、調査目的や方法、参加人数等について、一部事務組合管理の他港の状況も踏まえながら検討し、慣例化することのないよう事務局としてサポートしていきたいと考えます。</p>	

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
